

南部町業務継続計画

令和 4 年 3 月
南 部 町

目 次

1. 業務継続計画とは.....	1
2. 業務継続計画策定の効果.....	2
3. 地域防災計画との関係.....	3
4. 業務継続計画の発動・解除.....	4
(1) 計画の発動.....	4
(2) 発動権限者.....	5
(3) 発動の流れ.....	5
(4) 発動の解除.....	5
5. 想定される大規模災害【参考】.....	6
6. 業務継続計画の特に重要な 6 要素.....	8
(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制【担当部署：総務課】.....	9
(2) 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定【担当部署：総務課】.....	10
(3) 電気、水、食料等の確保【担当部署：総務課、住民生活課、健康こども課】...	11
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保【担当部署：総務課】.....	14
(5) 重要な行政データのバックアップ【担当部署：全課】.....	15
(6) 非常時優先業務の整理【担当部署：全課】.....	20
7. 業務継続計画の継続的改善.....	24

1. 業務継続計画とは

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下の場合、また、新型インフルエンザ等感染症により町職員に感染症による出勤困難者が発生した場合において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務（※））を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時及び感染症等による出勤困難者が発生している状況にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

地方公共団体の防災対策を定めた計画としては「地域防災計画」があり、また感染症対策を定めた計画としては「新型インフルエンザ等対策行動計画」があり、これらを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとしては各種の対応マニュアルがあるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完し、又は相まって、地方公共団体自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。

※ 非常時優先業務：

大規模な災害時等にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称）のほか、町民の生活維持に必要不可欠な業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

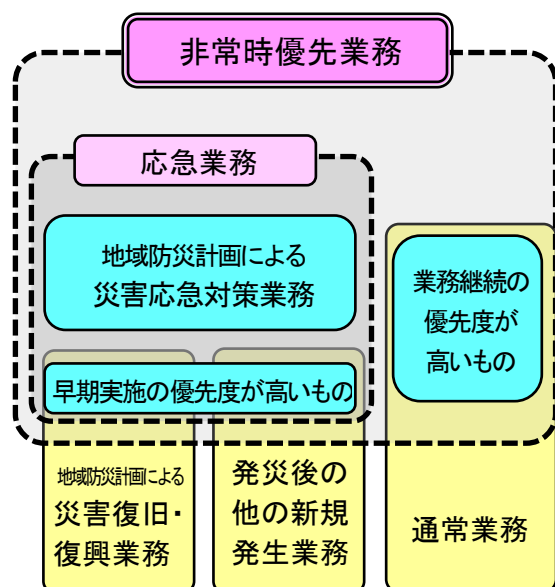


図 1-1 地震等による大規模災害の
非常時優先業務イメージ

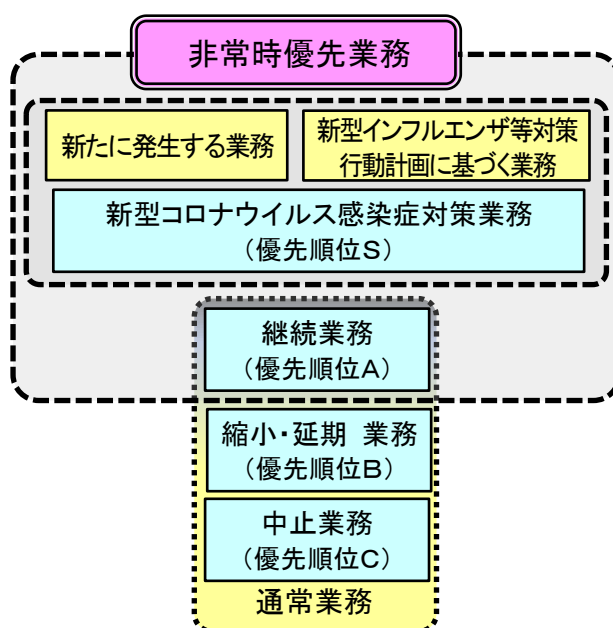


図 1-2 感染症等による出勤困難者の発生時の
非常時優先業務イメージ

2. 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定（継続的改善を含む）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

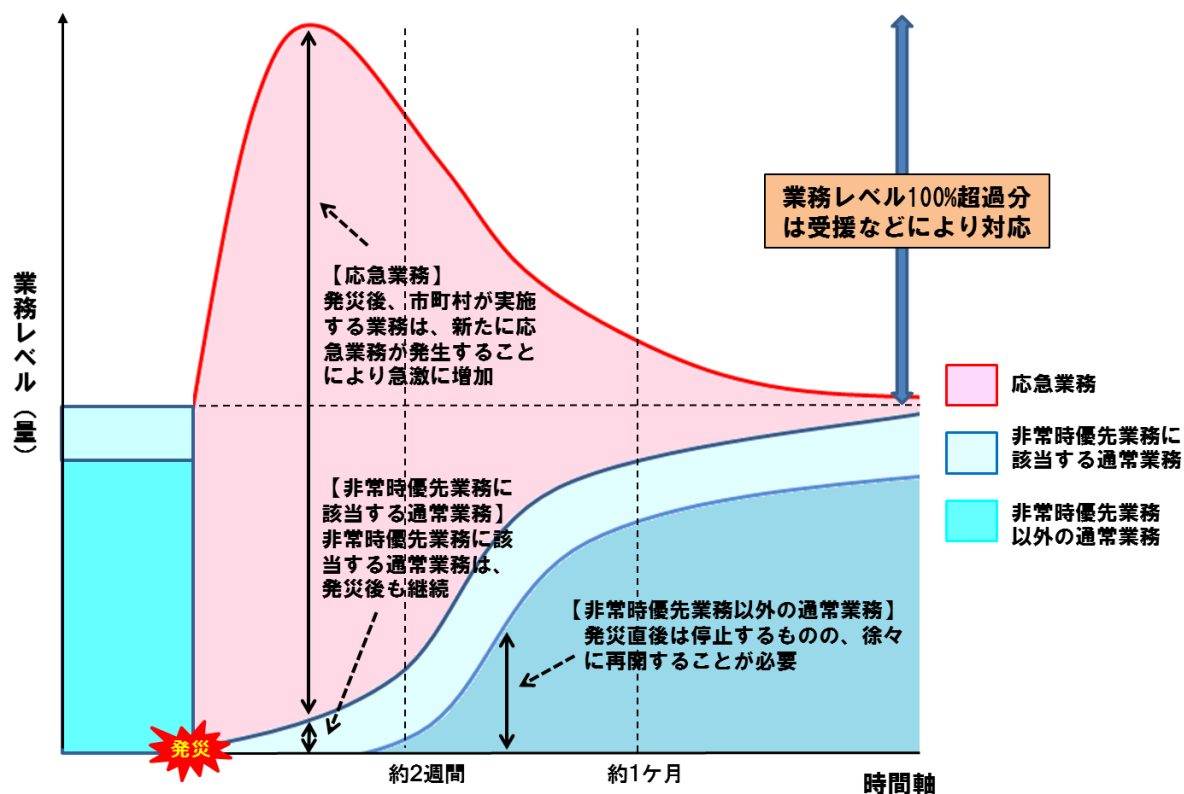


図2 発災後に実施する業務の推移

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図2に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

3. 地域防災計画との関係

地域防災計画と業務継続計画との相違点は、次のとおりである。

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である（※1）。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある（※2）。	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある）。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

※1 ただし、関係事業者やその他の防災関係機関とも連携を図るとともに、当該機関等の業務（事業）継続計画との整合性を確保する必要がある。

※2 防災基本計画等への位置付けのほか、地域防災計画の作成の基準となるべき事項を示した消防庁防災業務計画においては、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等について地域防災計画に定めるものとしている。

出典：『大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き』（平成28年2月 内閣府（防災担当））、一部加筆

4. 業務継続計画の発動・解除

(1) 計画の発動

南部町地域防災計画に定める基準により南部町災害対策本部が設置され、被害状況や職員参集状況の報告を踏まえ、災害対策本部長が必要と認める場合に、業務継続計画を発動する。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法により、政府が緊急事態宣言を行った場合は、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて対策本部を設置し、職員の出勤困難者の状況に応じて、対策本部長の指示により業務継続計画を発動する。

これにより、各課は通常業務を中止又は縮小し、非常時優先業務を実施する体制に移行する。

【参考】

南部町災害対策本部設置基準（南部町防災計画 一部抜粋）

○ 風水害等災害編

(1) 設置基準

災害対策本部は、次の基準に該当し、かつ町長が全庁的対応が必要と認めるときに設置する。

ア 災害が町内に広域にわたり発生し、または発生するおそれがあるとき。

イ 町内に相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

○ 地震災害対策編

(1) 設置基準

ア 災害対策本部は、次の基準に該当したときに設置する。

町内で震度6弱以上を観測し、発表されたとき。

イ 災害対策本部は、次の基準に該当し、かつ町長が必要と認める時に設置する。

・町内で震度5弱、5強を観測し、大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

・地震により大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

南部町新型インフルエンザ等対策行動計画 一部抜粋

○町対策本部の設置等

(イ) 新型インフルエンザ等の発生時の体制

i) 町対策本部の設置

国が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づき、緊急事態宣言を行ったときは、特措法及び条例に基づき、町対策本部を設置する。

(2) 発動権限者

南部町対策本部長（町長）とする。

なお、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

● 非常時優先業務を実施する発動権限者

第1順位	第2順位
副町長	教育長

(3) 発動の流れ

- ① 町対策本部会議において、副本部長及び本部員は、被害状況等を本部長に報告する。
- ② 本部長は、副本部長及び本部員からの報告に基づき、業務継続計画の発動の要否について決定する。
- ③ 発動が決定された場合、総務課は、直ちにその旨を防災関係機関等に通知する。
- ④ 非常時優先業務は災害の規模や被害の状況、対策本部会議で決定された対処方針に応じて、本計画に基づき実施することとし、各班及び現地災害対策本部等に対応体制をとる。
- ⑤ 総務課は、業務の実施状況を常に把握し、必要に応じて関係する機関等へ情報を伝達する。

(4) 発動の解除

本部長は、人員の不足などに伴う業務継続上の支障が改善され、平時の業務継続が可能と判断する場合、業務継続計画の発動を解除する。

ただし、本部員は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。

5. 想定される大規模災害等【参考】

業務継続計画は、必要資源等が被災し、制約がある条件下での業務継続体制を検討するものであるため、最も困難な条件で想定する必要がある。

そのため、大規模災害及び新型インフルエンザ等感染症において、それぞれ次の通りの想定を行う。

(1) 大規模災害（地震）

本計画は平成 26 年 3 月に公表された「青森県地震・津波被害想定調査」における「太平洋側海溝型地震」、「日本海側海溝型地震」、「内陸直下型地震」の 3 つのケースのうち、当町にとって最も甚大な被害をもたらすと予測される「太平洋側海溝型地震」の想定を前提として、検討を進める。

地震災害時に業務継続を図るためには、業務遂行に必要な資源の確保が重要となる。特に職員の確保が重要であるが、職員参集がより困難な状況を想定するため、発災時刻は『冬深夜（業務時間外）』とする。また、被害想定における避難者数は、青森県地震・津波被害想定調査において最も被害が大きい『冬深夜』の値を用いる。

表 1 最大震度

	太平洋側海溝型地震	日本海側海溝型地震	内陸直下型地震
最大震度	6 強	4	4

表 2 建物被害・人的被害

	太平洋側海溝型地震	日本海側海溝型地震	内陸直下型地震
建物被害（全壊）	790 棟	—	—
建物被害（半壊）	3,400 棟	—	—
人的被害（死者数）	60 人	—	—
人的被害（負傷者数）	630 人	—	—
避難者数（災害直後）	1,400 人	—	—

表 3 ライフライン被害

	太平洋側海溝型地震	日本海側海溝型地震	内陸直下型地震
上水道断水人口	8,200 人	—	—
下水道機能支障人口	50 人	—	—
電力停電軒数	13,000 軒	—	—
通信（固定電話）不通回線数	6,000 人	—	—
L P ガス被害箇所数	140 箇所	—	—

(2) 新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ等感染症発生時の被害想定は、国の推計方法を参考に次のように想定する。

なお、これらの推計にあたっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による加入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況を考慮していないものである。

病原性		中等度	重度
医療機関を受診する患者数	青森県	約 144,000 人 ～ 約 266,000 人	
	南部町	約 2,080 人 ～ 約 3,840 人	
入院患者数	青森県	6,400 人	24,200 人
	南部町	90 人	350 人
死亡者数	青森県	2,050 人	7,700 人
	南部町	30 人	110 人
1 日あたり最大入院患者数	青森県	1,100 人	4,100 人
	南部町	20 人	60 人

新型インフルエンザ等対策行動計画では、新型インフルエンザ等が発生した場合、全人口の 25% が約 8 週間の流行期間に約 2 週間のピークを作りながら順次、罹患すると仮定しており、社会・経済的な影響として本人の罹患及び看護等のため、最大 40% 程度が欠勤する状況を想定して「流行のピークの間、60% の職員で業務を行う」という想定とする。

6. 業務継続計画の特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。町はこれらの6要素（以下「重要6要素」という。）についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

（出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成28年2月 内閣府（防災担当））

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制【担当部署：総務課】

■ 現時点の状況

① 町長不在時の明確な代行順位

南部町災害対策本部条例（平成 18 年 1 月 1 日条例第 24 号）第 2 条第 2 項において、「災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。」と定められている。

第 1 順位	第 2 順位
副 町 長	教 育 長

② 職員の参集体制

職員の参集体制については、南部町地域防災計画及び職員防災初動マニュアルにおいて定めている。

(2) 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定【担当部署：総務課】

■ 現時点での状況

町対策本部としている南部町役場が使用不能な場合の代替施設の優先順位は以下のとおりとする。

1. 南部町役場 南部支所
2. 南部町健康センター

● 代替庁舎検討用リスト

施設名	(耐震対応済みの場合○) 建築年	災害危険度				付帯施設・事務機器等					本庁舎と同時被災の可能性のある災害	代替庁舎候補
		液状化	洪水・内水	土砂	火災	非常用発電機／燃料	通信機器	情報システム	水・食料・トイレ等の備蓄	事務機器・備品		
南部支所 【鉄筋コンクリート造 3階建】	S62年 ○	○	○	○	○	有 ・自家発電 (4h) (75L)	有 ・移動系無線	無	無	有 ・コピー機	無	○
南部町健康センター 【鉄筋コンクリート造 2階建】	H26年 ○	×	○	○	○	有 ・自家発電 (72h) (7,000L)	有 ・移動系無線	無	有	有 ・コピー機	液状化	○

※ 災害危険度については、「発生の可能性がない（極めて低い）」「対策が取られている」など、危険度が低い場合は「○」、危険度が高い場合は「×」とする。

■ 今後の検討事項

- ・ 公共施設について地震発生時の機器類の転倒防止対策等を進める。
- ・ その他の公共施設について、設備等を調査の上、代替庁舎の検討を行う。

(3) 電気、水、食料等の確保【担当部署：総務課、住民生活課、健康こども課】

■ 現時点での状況

① 電気（非常用発電機と燃料の確保）

● 南部町役場【担当：総務課】

非常用発電機 1 台 ・発電容量 135KVA ・運転可能時間 約 72 時間 ・燃料備蓄（A重油） タンク 1,950L
使用上の留意点 ・停電時自動切り替え。停電なく非常用発電機に切り替え可能。 ・非常用発電機での電力供給先は庁舎内の一部へ供給。

● 健康センター【担当：健康こども課】

非常用発電機 1 台 ・発電容量 300KVA ・運転可能時間 約 72 時間 ・燃料備蓄（軽油） タンク 7,000L
使用上の留意点 ・停電時自動切り替え。停電なく非常用発電機に切り替え可能。 ・非常用発電機での電力供給先は庁舎内の全ての電源へ供給される。

● 南部支所【担当：住民生活課】

非常用発電機 1 台 ・発電容量 70KVA ・運転可能時間 約 4 時間 ・燃料備蓄（軽油） タンク 75L
使用上の留意点 ・停電時自動切り替え。停電なく非常用発電機に切り替え可能。 ・非常用発電機での電力供給先は庁舎内の全ての電源へ供給される。

② 水、食料等（職員分）

● 南部町役場【担当：総務課（備蓄）】

水道【受水槽（屋内）：4.6 m³】

- ・ 停電時でも受水槽により使用可能。
長期停電の場合、揚水ポンプへ供給が止まり、給水できなくなる恐れあり。
- ・ 非常用発電機稼働中は揚水ポンプにより受水槽へ揚水可能。

緊急貯水槽【貯水槽容量：50 m³】

- ・ 断水が発生した場合、発電機を使用して給水を行い飲料水を確保することが可能。

トイレ【受水槽（屋内）：4.6 m³】

- ・ 停電時でも受水槽により使用可能。
長期停電の場合、揚水ポンプへ供給が止まり、給水できなくなる恐れあり。
- ・ 非常用発電機稼働中は揚水ポンプにより受水槽へ揚水可能。

下水道

- ・ 下水管の損傷により排水できなくなる恐れあり。

備蓄状況

- | | |
|---------|---|
| ・ 飲料水 | 有 |
| ・ 食料 | 有 |
| ・ 携帯トイレ | 無 |
| ・ 仮設トイレ | 有 |

● 健康センター【担当：健康こども課、総務課（備蓄）】

水道【受水槽（屋外）：14.4 m³】

- ・ 停電時でも受水槽により使用可能。
長期停電の場合、給水できなくなる恐れあり。
- ・ 非常用発電機稼働中は受水槽へ供給可能。
- ・ 八戸圏域水道企業団からの上水道の供給があれば、受水槽へ水が供給される。

トイレ【井水槽（屋外）：9.6 m³】

- ・ 停電時でも井水槽により使用可能。
長期停電の場合、給水できなくなる恐れあり。また、浄化設備が停止する恐れあり。
- ・ 非常用発電機稼働中は井水槽へ供給可能。

下水道

- ・ 下水管の損傷により排水できなくなる恐れあり。

備蓄状況

- | | |
|---------|---|
| ・ 飲料水 | 無 |
| ・ 食料 | 有 |
| ・ 携帯トイレ | 無 |
| ・ 仮設トイレ | 無 |

● 南部支所【担当：住民生活課、総務課（備蓄）】

水 道【受水槽（屋内）：18 m³】

- ・ 停電時でも受水槽により使用可能。
長期停電の場合、揚水ポンプへ供給が止まり、給水できなくなる恐れあり。
- ・ 非常用発電機稼働中は揚水ポンプにより受水槽へ揚水可能。

トイレ【受水槽（屋内）：18 m³】

- ・ 停電時でも受水槽により使用可能。
長期停電の場合、揚水ポンプへ供給が止まり、給水できなくなる恐れあり。
- ・ 非常用発電機稼働中は揚水ポンプにより受水槽へ揚水可能。

備蓄状況

- | | |
|---------|---|
| ・ 飲料水 | 無 |
| ・ 食料 | 無 |
| ・ 携帯トイレ | 無 |
| ・ 仮設トイレ | 無 |

■ 今後の検討事項

- ・ 水、食料、携帯トイレ、仮設トイレについて、全職員の3日分の整備を検討する。

(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保【担当部署:総務課】

■ 現時点の状況

● 通信機器の確保状況

1. 青森県総合防災情報システム ・職員の個別PCからログイン可能 ・衛星電話（南部町役場 ワイドスター）
2. 防災行政無線（同報系） ・親局設備 南部町役場 ・遠隔制御装置 南部町役場 八戸消防本部 ・屋外拡声子局 町内 108 箇所
3. 防災行政無線（移動系） 135 局 ・消防団員（本部員、分団長） ・役場庁舎 各課 ・公用車
4. 衛星携帯電話（インマルサット） ・町長車 1 台 ・総務課 1 台
5. その他 ・防災行政無線（移動系）の使用訓練を実施 ・緊急時職員連絡先リスト（電話・メール）を作成 ・指定避難所への特設公衆電話の設置を実施 ※NTT 東日本と H29 年 3 月に協定締結。

■ 今後の検討事項

- ・各通信機器の利用マニュアルを作成するとともに、使用訓練を行う。

(5) 重要な行政データのバックアップ 【担当部署：全課】

■ 現時点の状況

システム等のバックアップについては、担当課ごとに行っている。

No.	システム分類	内容	担当課	データ 保管場所	バックアップ状況				備考
					有無	頻度	方法	記録 媒体	
1	住民基本台帳システム (MICJETSALIO)	基幹システム税 (固定資産税、住 民税、法人税、軽 自動車税)、国保、 年金、学齢簿含む	企画財政課	南部町役場 (2F) サーバー室	有	毎日	自動	HDD (ファイルサー バー)	1週間分
2	財務会計システム (FINASN)	予算、決算、支払 処理 ほか	企画財政課	南部町役場 (2F) サーバー室	有	毎日	自動	HDD	USB と ネットワークの 2重確保
3	公会計システム	固定資産台帳管理 財務書類作成	企画財政課	企画財政課 PC	有	—	自動	—	
4	期日前投票管理 システム	期日前（不在者） 投票の管理	総務課	南部町役場 (2F) サーバー室	有	毎日	自動	HDD	
5	人事給与システム	給与計算システム	総務課	南部町役場 (2F) サーバー室	有	毎日	手動	HDD	
6	ホームページ管理 システム	ホームページ管理	総務課	南部町役場 (2F) サーバー室	有	毎日	手動	HDD	
7	河川監視カメラ システム	馬淵川及び如来 堂川の水位状況 をリアルタイム で画像転送	総務課	南部町役場 (2F) サーバー室	有	随時	自動	HDD	
8	確定申告システム	確定申告システム	税務課	税務課 PC	有	毎日 (平日)	手動	RDX	
9	滞納管理システム	滞納管理システム	税務課	南部町役場 (2F) サーバー室	有	毎日	自動		
10	固定資産管理システム	固定資産管理 システム 現地調査用 モバイルシステム	税務課	税務課 PC	有	月 1 回	自動	HDD	
11	地籍管理システム	地番図、座標面積 計算書、トラバー	税務課	税務課 PC	有	毎年	手動		

No.	システム分類	内容	担当課	データ 保管場所	バックアップ状況				備考
					有無	頻度	方法	記録 媒体	
12	戸籍システム	戸籍・附票、除籍・改製原戸籍、平成改製原戸籍・附票	住民生活課	南部町役場(2F)サーバー室	有	毎日(平日)	手動	LTO	記録媒体に保存。 1週間分
13	住基ネットワークシステム	住民基本台帳のネットワーク化	住民生活課	南部町役場(2F)サーバー室	有	毎日(平日)	手動	LTO	CS、GW共に記録媒体に保存。 1週間分
14	健康管理システム	健診関係（対象者・申込・結果・精検結果）	健康こども課	健康センター(2F)サーバー室	有	毎日	自動	HDD	利用者支援・母子保健情報連携対応の機能追加
15	歯科口腔保健システム	対象者への通知及び受診管理	健康こども課	健康こども課PC	有	毎日	自動	HDD	
16	こころの健康診断管理システム	対象者への通知及び受診管理	健康こども課	健康こども課PC	有	毎日	自動	HDD	令和2年度において歯科口腔ケア管理システムの端末に当該システムを導入予定
17	子ども子育てシステム(MICJET MISALIO)	教育・保育の認定管理、入所管理	健康こども課	健康センター(2F)サーバー室	有	毎日	自動	外付けHDD/NAS	毎日上書き保存（前日分は有）
18	児童手当システム(MICJET MISALIO)	児童手当認定管理	健康こども課	健康センター(2F)サーバー室	有	毎日	自動	外付けHDD	毎日上書き保存（前日分は有）
19	利用者支援・母子保健情報連携対応	妊産婦、乳幼児の健康管理	健康こども課	健康センター(2F)サーバー室	有	毎日	自動	HDD	総合健康管理システムへの機能追加
20	介護保険システム 介護台帳 LIGHT	介護事業所台帳管理システム連動ファイルを作成する	福祉介護課	県庁	県庁にてバックアップ	—	—	—	
21	介護保険システム MCWEL 介護保険 V2システム	介護認定業務を扱う端末	福祉介護課	健康センター(2F)サーバー室	有	毎日	自動	HDD	介護班5台

No.	システム分類	内容	担当課	データ 保管場所	バックアップ状況				備考
					有無	頻度	方法	記録 媒体	
22	介護保険システム 伝送通信ソフト 介護保険・障害者総合 支援審査支払等システ ム	保険者伝送ク ライアントネ ットワーク 国保連との伝 送端末	福祉介護課	国民健康保険 団体連合会	国保連 にて バックア ップ	—	—	—	国保連から 端末2台 貸与 (介護と障 害)
23	介護保険システム 認定ソフト 2018	介護申請、更新 の認定データを MCWEL から 変換するもの	福祉介護課	データ保管 なし	無	—	—	—	MCWEL 連動
24	介護保険システム 訪問看護事業所支援シ ステム	訪問看護業務の 支援システム (給付管理等)	福祉介護課	福祉介護課 PC	無	—	—	—	地域包括支 援センター 内
25	地域包括支援センター 支援システム WINCARE	地域包括支援 センター業務 に係る相談、ケ アマネジメン ト、請求業務に 関する記録	福祉介護課	健康センター (2F) サーバー室	有	毎日	自動	外付け HDD/ NAS	1週間分
26	障害者福祉システム ふれあい	障害者情報の管 理及び福祉サー ビスの処理	福祉介護課	健康センター (2F) サーバー室	有	毎日	自動	HDD	
27	避難行動要支援者名簿 システム (PasCAL Web)	避難行動要支援 者情報の管理	福祉介護課	健康センター (2F) サーバー室	有	毎週	自動	NAS (バックア ップ用)	
28	国保高額療養費 システム 国保高額システム	国保高額療養 費給付	健康こども課	健康センター (2F) サーバー室	有	毎日	自動	HDD	1週間分
29	国保連伝送通信 システム 国保総合システム	レセプト点検等	健康こども課	国保連合会	無	—	—	—	国保連にて バックアップ
30	国保連伝送通信 システム 国保情報集約システム	被保険者情報 連携等	健康こども課	国保連合会	無	—	—	—	国保連にて バックアップ
31	後期高齢システム 青森県後期高齢者医療広 域連合電算処理システム	後期高齢者医 療(資格・賦課・ 給付)	健康こども課	後期高齢者 医療広域連合	無	—	—	—	後期高齢者 医療広域連 合にてバッ クアップ
32	後期高齢システム (MCWEL)	後期高齢者医 療(資格・賦課・ 収納)	健康こども課	健康センター (2F) サーバー室	有	毎日	自動	HDD	1週間分
33	水田台帳システム 地域農業情報活用シス テム	水田情報、経営 所得安定対策 の交付金計算	農林課	(株)インテック	有	毎週	自動	サーバー	クラウド版に よるシステム 利用
34	林地台帳システム 森林 GIS システム	航空写真、地 図、森林情報	農林課	農林課 PC	有	終了時	自動	HDD	

No.	システム分類	内容	担当課	データ 保管場所	バックアップ状況				備考
					有無	頻度	方法	記録 媒体	
35	公営住宅管理システム	住宅管理情報、 収納管理、家賃 計算	建設課	建設課 PC	有	毎日	自動	HDD	
36	積算システム 基Ⅱ	建設工事積算 建設関連業務 委託積算	建設課	建設課 PC	有	随時	自動	専用 PC	
37	下水道使用料 オンラインシステム 八戸圏域水道企業団料 金オンラインシステム	下水道使用料、 排水設備工事 業務、電子帳票 など	建設課	八戸圏域 水道企業団 電算室	無	—	—	—	
38	下水道施設管理 システム	農集排、公共下 水道管路施設 管理、情報更新	建設課	建設課 PC	有	随時	手動	HDD、 専用 USB、 CD	
39	道路台帳管理システム	台帳帳票、集計	建設課	建設課 PC	無	—	—	—	
40	道路台帳システム	台帳図面管理	建設課	建設課 PC	無	—	—	—	
41	災害システム	写真管理	建設課	建設課 PC	無	—	—	—	
42	蔵書管理システム LibMAX	蔵書管理システム	社会教育課	社会教育課 PC	無	—	—	—	
43	農地台帳システム	農地台帳シス テム（登記名 義、地目、面積）	農業委員会	農業委員会 PC	有	月1回	手動	USB	
44	農地地図システム	農地地図シス テム（登記名 義、地目、面積）	農業委員会	農業委員会 PC	無	—	—	—	

■ 各庁舎のサーバー室の状況

① 南部町役場 2階サーバー室

・主なシステム

住民基本台帳システム、財務会計システム、期日前投票管理システム、
人事給与システム、河川監視カメラシステム、ホームページ管理システム、
滞納管理システム、戸籍システム、住基ネットワークシステム

・施錠状況

常時施錠（総務課・企画財政課で管理）

- ・ 停電時の対応

庁舎の停電時と同じ。

各システムで設置している無停電電源装置による。

健康センター 2 階サーバー室

- ・ 主なシステム

健康管理システム、子ども子育てシステム、児童手当システム、利用者支援・母子保健情報連携対応システム、介護保険システム、包括支援センター支援システム、障害者福祉システム、避難行動要支援者名簿システム、国保高額療養費システム、後期高齢システム、

- ・ 施錠状況

基本的に施錠（健康こども課で管理）

- ・ 停電時の対応

健康センターの停電時と同じ。

各システムで設置している無停電電源装置による。

■ 今後の検討事項

- ・ 同時被災を避けるため、バックアップの保管先の検討を行う。
- ・ 業務用パソコンのデータのバックアップについて検討を行う。
- ・ 災害時における非常時優先業務の実施にあたり必要となる電子及び紙のデータを特定する。
- ・ 災害時において、システムが稼働できない場合を想定し、紙データでの業務継続方法について検討する。（例 紙データでの保存など）

（６）非常時優先業務の整理 【担当部署：全課】

① 非常時優先業務の対象範囲及び選定基準

非常時優先業務は、次の業務を対象とする。

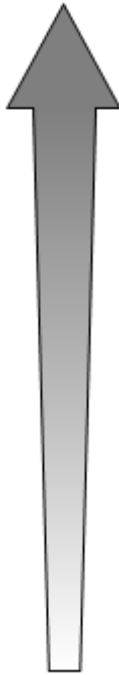
（１）災害応急対策業務

南部町地域防災計画における災害対策本部班別業務を設定

（２）優先度の高い通常業務

表４の考え方を基本に各課で選定し、それをもとに非常時優先業務一覧表を策定する。なお、制度改正や機構改革などの影響により状況は常に変化することから、非常時優先業務一覧表については不断の見直しを図り、実効性を確保する。

表４ 業務整理に係る基本的な考え方

基本的な考え方	優先度	備考
町民の生命・健康・最低限の町民生活、社会秩序を維持するために必要な業務 (例) 危機管理業務、広報業務、職員の安全衛生管理、廃棄物収集及び処理、埋火葬の許可、要配慮者に関する業務、下水処理など	 高	被害状況により災害応急対策業務が最優先され、それ以外の業務は全て中止する場合あり。
上記業務に順じ、実施方法の変更や縮小等により継続すべき業務 (例) 契約業務、情報システム業務、会計業務、各種相談業務、税に関する業務		被害状況により自課業務を縮小又は中止し、他課業務に従事する場合あり。
１ヶ月程度先送りしても支障がない、又は非常時において積極的に休止することが望ましい業務 (例) イベントの開催、行政視察、研修、実習、インターンシップ、避難所等に指定されていない施設の運営など		被害状況により業務における優先順位を考慮する必要あり。
	低	

② 主な非常時優先業務

■ 大規模災害の場合

災害により、通常業務と災害応急対策業務が中断や遅延が発生した場合における、町民の生命や生活、地域社会への影響を考え、想定される主な非常時優先業務例を記す。

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	想定される代表的な業務例 (○：災害応急対策業務、●通常業務)
発災～ 2 4 時間以内	・町民の生命・身体を守るための初動体制の確立、町役場機能の維持・復旧、避難所開設・運営に係る業務	○災害対策本部の設置・運営 ○通信機器等の復旧 ○避難所の開設 ○職員の安否確認 ○災害の現状把握 ○救出救助活動 ○災害広報 ○防災関係機関との連絡調整 ○協定締結団体への応援要請 ○災害ボランティアセンター開設時に係る調整 ●所管施設の安全確認 ●遺体の取り扱い業務 ●町民の健康管理に関する事務 等
2 4 時間～ 3 日以内	・遅くとも3日以内に業務を着手しないと、町民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずるべき業務	○福祉避難所の開設 ○ライフラインの応急復旧 ○避難所のし尿・ごみの収集 ○消毒資機材等の配布・散布 ○建築物の応急危険度判定 ○物資集配拠点の配置・運営 ●住民票、戸籍当の交付 ●家庭ごみの収集 等
3 日～ 1 週間以内	・被災者の通常生活復帰に係る業務 ・優先度が比較的高い通常業務	○支援物資の受付・管理・配分 ○二次災害の防止措置 ○り災証明書の発行 ○避難所開設期間等に関する協議 ○災害廃棄物1次仮置場の設置・管理 ●保健福祉に関する重要業務 ●諸証明書の交付 ●学校、市場等の再開検討 等
1 週間～ 1 ヶ月以内	・業務開始に相応の準備が必要となる復旧・復興業務 ・発災後、1 週間を超え実施しなくても、町民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務	○生活再建支援業務 ○企業への災害融資関連業務 ○災害弔慰金、義援金等の配分 ○応急仮設住宅の建設 ○災害廃棄物2次置き場の設置・管理 ●通常業務の拡大 等
1 ヶ月以降	・発災後、1 ヶ月を超え実施しなくても、町民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務	●町民生活や地域社会への影響が少ないと見込まれる通常業務 等

■ 新型インフルエンザ等感染症の場合

区分	該当する業務の考え方	想定される代表的な業務例
新型インフルエンザ等 感染症対策業務 (優先順位 S)	・ 南部町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく新たに発生する業務 ・ 町民生活の維持に必要不可欠な通常業務	・ 感染拡大防止策の周知 ・ 対策本部の設置運営 ・ 生活資金関係 ① 貸付、給付金など ・ 経済対策関係 ① 事業支援 ② 補助事業 ③ 貸付など
継続業務 (優先順位 A)	・ 町民の生命、身体、財産を守るための業務 ・ 町民生活の維持に係る業務 ・ 休止すると重大な法令違反となる業務 ・ 町業務維持のための基盤業務	・ 福祉や介護支援、社会的弱者への生活支援など ・ 戸籍住民事務、生活保護、ごみ収集など ・ 選挙事務・法定検査など ・ 所属内外の連絡調整、各種システムの維持など
縮小・延期業務 (優先順位 B)	・ 流行中も業務を休止できないが、継続に該当せず、業務内容を縮小することが適当な業務 ・ 人員体制を縮小して実施しても町民生活等に与える影響が少ない業務	・ 対応時間や対応人員の縮小など ① 内部業務、道路等の管理業務 ② 許認可、届出、交付等の窓口業務など
中止業務 (優先順位 C)	・ 多数の人が集まる施設運営や業務 ・ 感染拡大防止のため、積極的に中止にすることが適当な業務	・ イベント、会議、集会、研修など ・ 緊急性を要しない管理、調査、政策立案、地域振興等の付加価値業務など

③ 非常時優先業務の選定結果

選定基準により選定した結果、各課等の非常時優先業及びその他業務は次のとおりとなる。なお、業務詳細の一覧は資料編に記載する。

課 名	業務数	非常時優先業務						その他 業務
		3H 以内	12H 以内	24H 以内	3D 以内	1W 以内	1M 以内	1 M 後
総務課	164	22	3	11	12	19	23	74
企画財政課	64	14	2	0	1	5	0	42
交流推進課	51	5	1	0	0	8	1	36
税務課	81	5	2	28	6	21	11	8
住民生活課	249	45	49	31	30	17	31	46
福祉介護課	210	12	1	35	8	39	46	69
健康こども課	284	7	2	42	17	53	47	116
農林課	111	13	0	5	3	4	40	46
商工観光課	58	15	0	1	0	0	2	40
建設課	75	28	4	6	1	0	14	22
出納室	29	10	0	1	8	2	2	6
医療センター	63	0	0	0	0	0	0	63
学務課	147	8	12	6	11	12	22	76
社会教育課	114	4	4	0	6	3	6	91
市場	15	40	7	1	2	38	63	4
議会事務局	47	7	0	0	7	3	11	19
農業委員会	25	24	0	0	0	1	0	0
合 計	1927	259	87	167	112	225	758	758

7. 業務継続計画の継続的改善

業務継続計画の策定後は、職員に対する教育、訓練等を実施しながら計画の実効性を確認し、高めていく。また、教育や訓練の計画等を策定し、着実に実施する。

業務継続計画は一旦策定すればよいというものではない。計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、そのためには、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要である。

業務継続に係る訓練には、非常参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練、情報システムのバックアップからの復旧訓練、災害対策本部を対象とした机上訓練・図上訓練など様々な種類があるが、これらの訓練で明らかになった課題や改善点は、業務継続計画の改訂で確実に反映させる。

また、電気、水、食料、人員などの必要資源について点検を行い、平時から設備の増強、備蓄の促進、人員確保・育成について計画的に実施しておくことも重要である。

このように、計画策定後も訓練の実施や必要資源の点検等によりPDCAサイクルを回し、業務継続計画の実効性を高めていくことが望まれる。

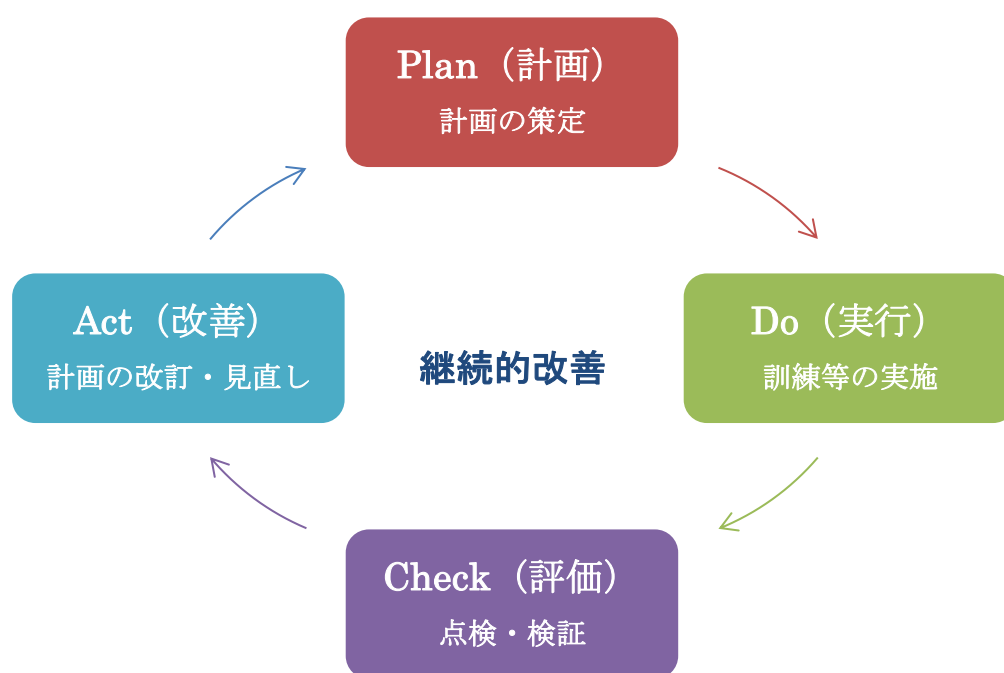


図3 PDCA サイクルによる継続的改善

南部町業務継続計画

令和4年3月策定

編集・発行 南部町 総務課